

# 重要事項説明書

様

No.

下記の不動産について、宅地建物取引業法第35条の規定に基づき、次のとおり説明します。  
この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いいたします。

## 1. 取引態様並びに宅地建物取引業者の表示及び説明をする宅地建物取引主任者

取引の態様	
商号(名称) 主たる事務所 電話番号 代表者氏名 免許番号	
取引主任者	印

## 2. 当該建物の表示並びに交通

物件 の 表 示	名称							号室
	所在地							
	種類		構造					
	階数	階建	専用面積	m <sup>2</sup>	間取り			
	間取詳細							
交通	駅 分							分

## 3. 貸主の表示

貸主	住所		
	氏名		
	貸主代理人		

## 4. 登記簿に記載された事項

登記簿上の所有者	①. 貸主と同じ      2. 異なる      (下記住所・氏名又は名称を参照)		
建物の所有者	住所		
	氏名		
【所有権にかかる権利(甲区欄)の有無】 → (有・無)			
有の場合その種類			
【所有権以外の権利(乙区欄)の有無】 → (有・無)			
有の場合その種類			

## 5. 賃貸条件並びに契約の更新、解除等に関する事項

敷金・保証金	0円	家賃	0円
礼金	0円	共益費	0円
仲介手数料	0円		
住宅総合保険料	0円	更新事務手数料	0円
		(税込)	
預り金	円      本預り金は、借受予定者が、本物件を確保する為に特段の依頼をしたので預かったものであり、当該預り金は、契約成立、不成立にかかわらず、すべて借受予定者に返還されます。		
賃料の支払時期及び方法	毎月末日までに翌月分を(持参・振込・口振)。持参の場合は、契約書に持参先を明記します。振込・口振の場合は、契約書に金融機関と口座番号を明記します。(振込費用は借主負担)		
契約期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 年間		
契約更新に関する事項	(有・無)      別紙契約書 第 2 条記載のとおり		
賃料改定の予定、方法	(有・無)      別紙契約書 第 3 条記載のとおり		
契約の解除、損害、賠償額の予定違約金に関する事項	(有・無)      別紙契約書 第 16 条記載のとおり		
契約終了時の敷金等の精算に関する事項	(有・無)      別紙契約書 第 24 条記載のとおり		

## 6. 建物の設備の状況並びに管理の委託先

施 設	内 容	連 絡 先
電 気	東京電力	
水 道	無	
ガ ス	無	
清掃業者		
部屋設備		
建物管理		TEL
賃貸管理		TEL

## 7. 建物建築の工事完了時の形状、構造等

未完成につき別紙のとおりです。
完成済につき説明は省略します。

## 8. 供託所等に関する説明

供託所等	宅地建物取引業保証協会	社団法人 全国宅地建物取引保証協会 東京都千代田区岩本町2-6-3 全宅連会館
	所属地方本部	社団法人 全国宅地建物取引保証協会 東京本部 東京都千代田区富士見町2-2-4
	弁済業務保証金の供託所	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15 九段南合同庁舎

## 9. 添付書類

--	--

## 10. 契約の解除に関する事項

- ① 住居用賃貸借契約書 第4条(禁止・制限事項1.2)に違反したときは契約を解除します。
- ② 住居用賃貸借契約書 第16条(契約の解除)の各項に該当したときは契約を解除します。

### 11. 損害賠償額の予定または違約金に関する事項

- ① 住居用賃貸借契約書 第1条(遅延損害金)のとおりとします。
- ② 住居用賃貸借契約書 第29条(修繕義務とその費用負担)のとおりとします。

### 12. 申込金等の保全措置

- ① 当該金員は申込人が物件を確保する目的のものです。よって、物件確保の有効期限を経過した場合の申込みの効力は失効します。
- ② 当該金員は、契約成立の有無にかかわらず、一旦申込人に返還いたします。
- ③ 契約が成立した場合は、当該金員は契約金の一部に、充当することもできます。

### 13. 金銭の貸借のあっせん

業者による金融のあっせんはありません。

備考:

14. 後 記	
---------	--

頭書宅地建物取引主任者から宅地建物取引主任者証提示のもと、以上の重要事項について説明を受け、重要事項説明書を受領しました。尚、契約成立時には媒介報酬として賃料の 月 月分を支払うことを承諾いたします。

年 月 日  
住 所  
氏 名

TEL

